

地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）の
主な改定箇所説明資料

項目番号	項目名	ページ	改訂内容
2-2.	事務事業編策定・改定のためのスケジュール	28	「一定期間」について、総合計画などの策定期間等との連携を鑑み5年程度が適切であることに加え、自治体の事情に応じて5年より短く、または長く、設定することも可能であることを追記した。
4-1-2.	事務事業編の対象とする範囲	58	「温室効果ガスの排出量」を自ら管理できる範囲）かつ「エネルギー管理権限を有する範囲（車両・屋外照明・信号機等を含む）」である場合には算定対象とすることを追記した。
4-1-2.	事務事業編の対象とする範囲	58	自治体が賃貸している施設で賃借している主体が活動を行っている場合は算定対象外であることを追記した。
4-1-2.	事務事業編の対象とする範囲	58	コラムとしてレンタカーとリース車の算定対象の考え方を追加した。
4-1-2.	事務事業編の対象とする範囲	58	電気自動車用の充電設備を例に、事務事業編の算定対象の説明を注釈に追記した。
4-1-2.	事務事業編の対象とする範囲	59	注釈8にPFI事業に関する情報を追加した。
4-2-1.	基礎データの整備及び「温室効果ガス総排出量」の把握の進め方	71	調整後排出係数による算定は義務ではないが、取組の評価のために併せて算定、公表することが望ましい旨を追記した。
4-3-1.	総論	94	図中に「地域特性や実情に応じて、地方公共団体の事務事業全体での削減が難しい場合、特定の分野に限定して（又は、除いて）目標を設定することも考えられます。」の部分を反映した。
4-3-2.	「温室効果ガス総排出量」の削減目標の設定の進め方	102	基準年度が2013年度ではない場合の目標設定について、2030年度50%削減の目標を基準年度で按分して算出する方法を記載した。
4-4-3.	建築物	165	表4-41 政府実行計画における措置の内容において、「相当」の考え方について注釈を追記した。
4-4-3.	建築物	165	太陽光発電の設置目標・約50%以上について、建築物数・敷地数ベースでカウントすることを追記した。
4-4-3.	建築物	165	脚注として、太陽光発電の地方公共団体保有の施設における「設置可能な」の考え方を追記。関連情報はURLにて案内した。
4-4-5.	公用車	200	表4-47にマイルドハイブリッド車が対象外となる旨を追記した。
4-4-10.	その他の排出源対策（屋外照明、信号機、J-クレジット制度、空港・港湾分野）	247	(3)J-クレジット制度の活用について事務事業編における位置づけを追記した。